

商品概要説明書—非居住者円預金—

2014年4月1日 現在

項目	内容
1. 商品名	非居住者円預金
2. 販売対象	非居住者の方のみご利用いただけます。 ・ただし、居住性の判定については当社所定の確認をさせていただきます。
3. 取扱店	代理店・出張所を除く全営業店
4. 取扱預金科目	<ul style="list-style-type: none"> ●当座預金 <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、当座貸越のご利用はいただけません。 ●普通預金（納税準備預金を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・お取引店以外の支店でのお預入れ、お引出しはできません。 ・キャッシュカードはご利用いただけません。 ・総合口座取引及びカードローン取引はできません。 ・公共料金等の自動振替契約はできません。 ●通知預金（通帳、証書） ●定期預金（通帳、証書）
5. 課税区分	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税法上の一般の非居住者の利息には、所得税 15.315%（所得税および復興特別所得税）が源泉徴収されます。 ●租税特別措置法に基づき軽減税率の適用を受ける場合には、税率軽減の証明書をご提出ください。 ●非居住者の方が租税条約締結国の居住者である場合には、当該条約に基づく税率を適用します。その場合には、税務署所定の租税条約に関する届出書をご提出ください。
6. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ●マル優の取扱対象商品となります。（非課税限度額：最高 350 万円） <p>ただし、国内に住所を有する間にマル優による非課税手続により預入した預金は、解約までマル優の適用が受けられますが、国外転勤等の理由により国内に住所を有さなくなった後は、原則、マル優のお取扱いはできません。</p> <p>また、国内に住所を有する間に非課税の最高限度額の届出がなされている口座については国内に住所を有さなくなった後に当該預金口座に追加預入等を行なっても、追加預入後の預金残高が最高限度額以下であれば引続きマル優の適用が受けられます。</p>
7. 当社が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
8. その他ご留意いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> ●非居住者円預金は預金保険の対象商品です。 ●非居住者が日本国内で預金口座を開設する場合には、非居住者円預金として取扱います。 ●非居住者円預金は、有事規制の対象となり、外為法の制約を受けます。 ●預金者の居住性の変更がある場合には、すみやかにお取引店へお知らせください。 ●上記以外は、居住者円各預金の規定に準じてお取扱いたします。本サービスをご利用の際には、必ずご覧ください。

りそな銀行